

「小学校 外国語活動」「小学校 外国語」 学習指導要領 一改訂の概要

○ 履修する学年と年間の授業時数

「外国語活動」が 5・6 年から 3・4 年に移り、「外国語」が 5・6 年で新設された。授業時数は次の通り（学校教育法施行規則の一部を改正する省令案）。

「外国語活動」

第 3 学年 35 時間 / 第 4 学年 35 時間

「外国語」

第 5 学年 70 時間 / 第 6 学年 70 時間

指導要領では学年ごとの目標は明示されておらず、指導計画の作成に当たって、学年ごとの目標を適切に定め、3・4 年、5・6 年それぞれの 2 学年間を通じて、目標の実現を図るようにすることとされている。

なお、「外国語活動」は教科とはみなされておらず、「教科等」の「等」という扱いとなっている。

○ 育成すべき資質・能力に基づく枠組みを採用

各教科等の「第 1 目標」が、前文と、資質・能力の三つの柱に対応した(1)(2)(3)とで構成されている。

- (1) 知識・技能
- (2) 思考力・判断力・表現力等
- (3) 学びに向かう力・人間性等

各教科等の「2 内容」についても、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」に分けて示す形式となっている。

○ 外国語の四技能 ⇒ 五領域へ / 小学校高学年でも「読むこと」「書くこと」を扱う

3・4 年の「第 2 各言語の目標及び内容等」の「1 目標」において、「話すこと」を「やりとり」と「発表」の 2 つに分類して示している。これに伴い、「2 内容」においても「外国語活動」では「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の三領域を扱い、5・6 年の「外国語」では「読むこと」と「書くこと」を加え、五領域を扱う構成となっている。

いずれの領域についても Can-Do リスト形式の目標が設定されているが、5・6 年から扱う「読むこと」「書くこと」については「慣れ親しみ」レベルであり、3・4 年から扱っている三領域と比べて、初歩的な目標が設定されている。

○ 5・6 年での言語材料の明示

教科である 5・6 年「外国語」の「2 内容」の〔知識及び技能〕の項には、「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」として、

ア 音声

イ 文字及び符号

ウ 語、連語及び慣用表現

エ 文及び文構造

の 4 つが示されている。このうち、扱う語の数については、3・4 年で扱ったものを含めて「600~700 語程度」と指定されている。

文については、日本語と英語の語順の違い等に気づかせることに加えて、現行の指導要領では中学で初めて扱うこととなっていた「動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なもの」を扱うことが示されている。これらの文や文構造は「意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること」とされている。

「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「聞いたり読んだりして意味を理解できるように指導すべき事項（受容レベルの語句）」と「話したり書いたりして発信できるように指導すべき事項（発信レベルの語句）」があること、音声と文字とを関連付けた指導をすることも規定されている。

○ 児童の興味関心、他教科との関連付け

3・4 年では「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、児童が英語を初めて学習することに配慮し、クラスメートとのやり取りなどを想定し、「体験的な言語活動」を行うことが求められている。同様に、5・6 年ではペア・ワークやグループ・ワークなどの学習形態についての工夫を行うよう求められている。

5・6 年では、3・4 年の「外国語活動」で学習した語句や表現については、5・6 年においても繰り返し学習することで、定着を図れるようにすることが求められている。

いずれの学年においても、指導内容や活動は、児童の興味・関心にあった題材で、他教科等で学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容との関連付けをしたりするなどの工夫が期待されている。

○ カリキュラム・マネジメント

「総則」で規定された通り、短時間授業を取り入れる際には、単元内容などのまとまりを見通して、通常の 45 分授業の内容との関連付けが適切に行え、指導の成果の把握・活用等を責任をもって行う体制が整備されている場合には、短時間で行った授業を年間授業時数に含めることができる。